

ガスコージェネレーションシステムの導入を支援します ～ 補助金制度のご案内～

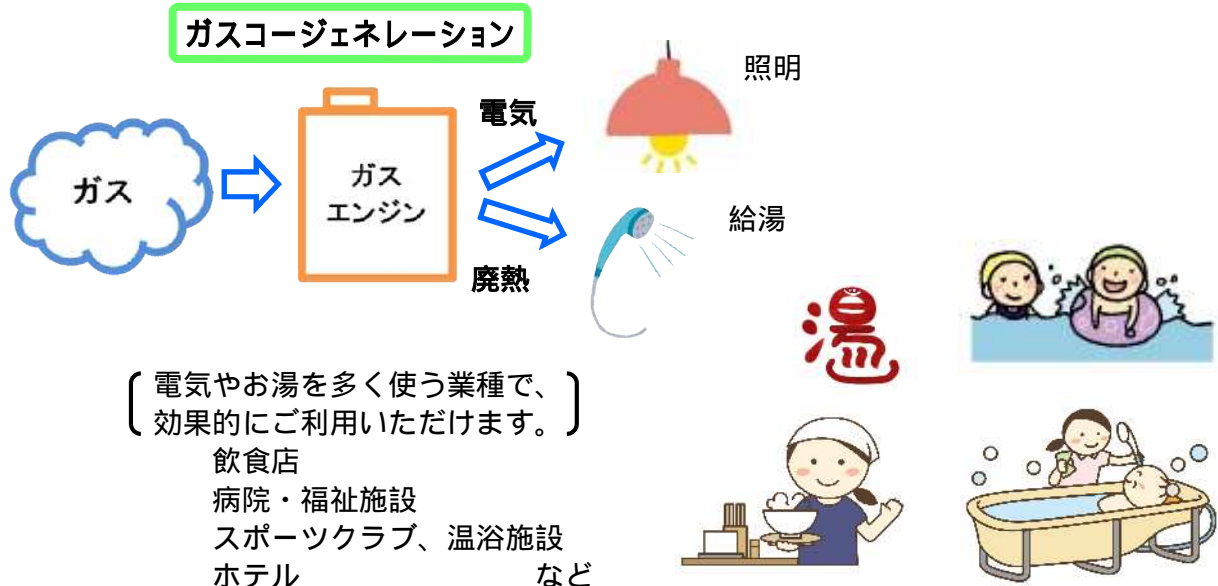
中小規模事業者が、自らの事業の用に供するためガスコージェネレーションシステム（発電出力 10 kW 未満に限る。）を県内の事業所に設置する場合に経費の一部を助成します。

中小規模事業者...県内の全ての事業所のエネルギー使用量の合計が原油換算で年間 1,500kl 未満、かつ、事業でお使いの自動車の県内合計が 100 台未満の事業者で、公共法人を除きます。

ガスコージェネレーションシステムとは...

都市ガスやLPガスを用いて発電し、その際に生じる廃熱を給湯などに利用するシステムです。

電気が必要な場所で発電するので、発電所などでは利用しきれない廃熱を有効活用でき、省エネルギー、省コストを実現します。

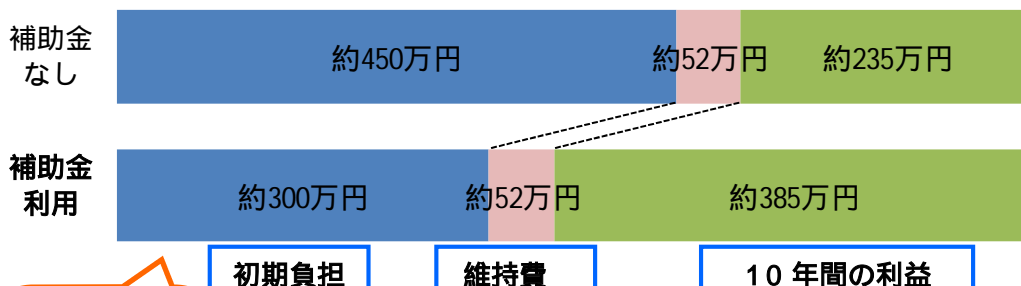


補助金利用で初期投資回収期間を短縮できます

5 kW の設備を設置した場合のモデルケース (特別養護老人ホームの例)

10年間のランニングメリット 約 737 万円

電力料金の低減
ボイラー等の燃料節約



[発電による経済的メリット]

総発電量

年間 20,860kWh

年間運転時間 4,172 時間

年間ガス使用量

導入前 233,836 m³

導入後 236,573 m³

年間光熱費削減額

73.7 万円

(注)本試算は、現在の制度をもとにモデルケースについて試算したものであり、すべての場合にこうした計算が成り立つものではありません。また、発電によるメリットの金額を保証するものではありません。

1/3 軽減
投資回収期間
6.1 年 4.1 年

初期負担

維持費

10年間の利益

10年間のメンテナンス契約費用

補助金額

- 補助対象経費：設計費、設備費、工事費（消費税及び地方消費税相当額は除く）
補助率：1 / 3 以内
補助上限金額：発電出力 9 kW 以上のシステム 350 万円
 発電出力 9 kW 未満のシステム 150 万円

募集期間

平成 26 年 4 月 1 日（火曜日）～平成 27 年 1 月 30 日（金曜日）午後 5 時まで
先着順（受理順）に受付し、平成 27 年 1 月 30 日以前であっても、
補助金の申請総額が予算額に到達した時点をもって終了とします。

主な手続の流れ

：申請者、：県

- | | |
|--------|--|
| 補助金の申請 | ・ 県 スマートエネルギー課 に直接持参してください。 |
| 申請の受理 | ・ 事業に着手する前に申請してください。
事業着手は、 <u>契約の締結</u> とします。したがって、
<u>申請書の添付書類は、契約書ではなく見積書になります。</u> |
| 審査 | ・ 審査には、3 週間程度かかります。 |
| 交付決定通知 | |
| 契約・着手 | ・ <u>交付決定後に事業着手（契約締結）</u> してください。
・ 申請内容に変更が生じた場合は変更申請が必要になります。 |
| 事業完了 | ・ 工事の請負業者等に対して補助事業に係るすべての支払いが完了した時点をもって、補助事業の完了とします。 |
| 実績報告 | ・ 事業が完了したときは、完了の日の翌日から 30 日間を経過した日又は平成 27 年 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。 |
| 補助金支払い | |
| 効果の報告 | ・ システムの導入効果などの情報を県に提出していただきます。 |
| 効果の公表 | ・ システムの導入効果などの情報を、県のホームページ等で公表します。（事業者名等は公表しません） |

申請書等の提出書類や手続に関する内容は、
下記の県ホームページからダウンロードできます

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p646126.html>

（問い合わせ先）神奈川県 産業労働局 エネルギー部
スマートエネルギー課 スマート化グループ
〒231-8588 横浜市中区日本大通 1（新庁舎 4 階）
電 話：045-210-4115（直通）
受付時間：平日 8:30～17:15（12:00～13:00 を除く）